

香取広域市町村圏事務組合会計管理者の職務を代理すべき職員を定める規程

平成19年2月22日

訓令第2号

改正 平成27年7月6日訓令第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第170条第3項の規定により会計管理者の職務代理をすべき職員は、会計班の上席の職員とする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（香取広域市町村圏事務組合収入役の職務を代理すべき吏員を定める規程の廃止）

2 香取広域市町村圏事務組合収入役の職務を代理すべき吏員を定める規程（昭和59年香取広域市町村圏事務組合訓令第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。